

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 38 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 34 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 21 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 14 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年5月から46年9月まで
② 昭和59年4月から61年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。私と一緒に手続きを行った母が、自身の保険料を遡って納付しているのであれば、私の保険料も同じように遡って納付していたはずである。結婚後は夫が保険料を納付してくれており、途中で被保険者資格の喪失手続きを行った記憶は無い。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳に「昭和47年1月11日発行」と記載があることから、この頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点で申立期間①の国民年金保険料は遡って納付することが可能である。また、申立期間①の前後の期間の保険料は納付されており、当時、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立人の手帳記号番号と同時期に払い出され、保険料の未納の解消に努めていた状況が確認でき、申立期間の保険料を含めて未納は無い。

また、申立期間①の直前及び直後の期間は、平成25年3月14日に申立人が昭和54年10月に転入した市の被保険者名簿等の記録から、未納から納付済みに訂正されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間①においても行政側の記録管理に不備があった可能性が考えられる。

一方、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和59年4月1日に国民年金の任意加入被保険者としての資格を喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者として国民年金の資格を再取得していることが確認できること

から、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、保険料を納付していたとする申立人の夫は、保険料額、納付方法及び納付場所の記憶が明確でない。

このほか、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月から46年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から同年11月まで
私は、昭和57年9月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和55年4月1日の被保険者資格取得日以降の資格得喪記録が記載されていることから、国民年金への加入手続は適切に行われていたものと推認できる。

また、申立人は、申立期間後の昭和59年6月及び同年7月の国民年金保険料を同年9月1日に納付していることが、当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表で確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人が、申立期間の保険料を納付したとする郵便局で納付することができたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで
② 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 60 年 3 月に会社を退職した後、国民年金保険料の納付書が届いた際は金融機関を利用して保険料を納付しており、途中で保険料の納付を中断するようなことはしない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前及び直後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間である上、当該期間後の国民年金被保険者期間の保険料に未納が無いことを考慮すれば、申立人は、当該期間の保険料についても納付していたものとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は当該期間に係る国民年金被保険者資格取得記録の処理日から昭和 62 年 12 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、当該期間のうち、60 年 4 月から同年 9 月までの保険料は時効により納付することができず、同年 10 月から 61 年 6 月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が明確ではない。そのほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 51 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、第 3 号被保険者になるまで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料については、バスの巡回による市の「動く窓口」で毎月納付した。申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に居住していた市で実施されていたバスの巡回による当該市の「動く窓口」を利用して付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたと説明しているところ、当該市では昭和 44 年 11 月から 61 年 12 月まで「動く窓口」として定期的にバスで巡回し、市役所の窓口で行う業務を実施していたとしており、当該窓口で保険料を納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の定額保険料及び付加保険料を全て納付しており、申立人の保険料納付に対する意識の高さがうかがえることから、2 か月と短期間である申立期間の定額保険料及び付加保険料についても納付していたものとみるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月31日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。賃金台帳等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、当初、59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年10月31日）の後の平成10年12月9日付けで、遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主の標準報酬月額についても、申立人と同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、事業主は、社会保険料の滞納について不明としているものの、当時の経営状態は順調とは言えなかった旨回答している。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、事業主は、申立人は経理業務に従事していたが、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 20 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料も控除されていた。申立期間の賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された賞与支給に係る「給与ノート」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書及び「給与ノート」において確認できる保険料控除額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 78 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されない。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「22 年夏季一時金支給明細書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記支給明細書において確認できる保険料控除額から、78 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立てに係る賞与額の届出を年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年5月1日から同年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和59年5月1日に同社に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給与計算台帳」及び「個人情報」によると、申立人の入社日は昭和59年5月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社は、上記給与計算台帳等の記録から、申立人の入社日は昭和59年5月1日であり、申立人に係る資格取得日を誤って届け出たと思う旨供述している。

さらに、B健康保険組合が管理する「適用台帳」によると、申立人に係る資格取得日は昭和59年5月1日と記録されていることが確認できる。

加えて、A社は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、健康保険料のみ控除し、厚生年金保険料を控除していないといったことは考えられず、他の社員と同様に入社日より保険料を控除していたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月21日から同年10月1日まで

A社及び同社の関連会社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。関連会社への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「社員カード」及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、上記「社員カード」及びB社の回答により、申立人は、昭和58年9月21日付けでA社からC社に異動したことが認められるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年10月1日である上、B社は、申立期間について、申立人をA社において厚生年金保険に加入させるべきところ、誤って同社における資格喪失日を同年9月21日と届け出たものと考えられる旨回答していることから、申立人の同社における資格喪失日を同年10月1日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を誤って届け出たものと考えられる旨回答している上、

A社が加入していたD厚生年金基金が保管している加入員資格喪失届に申立人に係る資格喪失日が昭和58年9月21日と記載されていることから、社会保険事務所及び同基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難く、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月28日から同年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、同社からB社に異動した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和62年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って行ったことを認めていることから、事業主は、昭和62年8月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月28日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社からB社に異動した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和62年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って行ったことを認めていることから、事業主は、昭和62年8月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月28日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、同社からB社に異動した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を含め継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し（昭和62年9月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って行ったことを認めていることから、事業主は、昭和62年8月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 93 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 4 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給されたのは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された 2003 年（平成 15 年）上期賞与に係る申立人の賃金台帳及びB健康保険組合から提出された申立人に係る被保険者記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、93 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するC社人事部の担当者は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を42万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成15年上期の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された2003年（平成15年）上期賞与に係る賞与明細書及びA社から提出された申立人に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書により、申立人は、同年7月4日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、42万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の人事関連業務を管掌するB社人事部の担当者は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、平成 15 年 7 月 4 日の標準賞与額に係る記録を 1 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社に在籍中は必ず年 2 回の賞与が支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事関連業務を管掌するB社から提出された健康保険被保険者標準賞与決定通知書、同社人事部の担当者の供述及びC健康保険組合から提出された健康保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成 15 年 7 月 4 日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記標準賞与決定通知書等において確認できる賞与額から、1 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社人事部の担当者は、当時の資料が保管されておらず、社会保険事務所（当時）への届出及び保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格取得日に係る記録を昭和52年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年7月は6万円、同年8月は8万円、同年9月は7万2,000円、同年10月は6万円、同年11月は8万円、同年12月は4万8,000円、53年1月は5万6,000円、同年2月及び同年3月は4万8,000円、同年4月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月1日から53年5月20日まで
② 昭和57年3月31日から同年4月1日まで

A事業所C出張所（現在は、D社）に昭和50年3月25日からA事業所奨学生として勤務し、同年10月から同事業所同出張所において厚生年金保険に加入した。52年3月に大学に合格したことを機に、同一事業主が経営する同事業所B出張所に異動し、57年3月末まで勤務したが、申立期間の加入記録が無い。申立期間においても厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された昭和52年7月分から53年1月分まで及び同年4月分に係る給料計算書並びにD社の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、A事業所に継続して勤務し（昭和52年7月1日に

A事業所C出張所から同事業所B出張所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、昭和52年7月から53年1月まで及び同年4月の標準報酬月額については、上記給料計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、52年7月は6万円、同年8月は8万円、同年9月は7万2,000円、同年10月は6万円、同年11月は8万円、同年12月は4万8,000円、53年1月は5万6,000円、同年4月は9万8,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間①のうち、昭和53年2月及び同年3月の標準報酬月額について、上記給料計算書における報酬額及び保険料控除額は毎月変動しているところ、当該給料計算書により、本給以外に各種手当が支払われていることが確認でき、そのうち本給3万3,000円、業務手当1万1,000円、早朝手当2,500円は毎月同じ金額であることから、当該本給等は固定的賃金であると考えられ、給料計算書の無い当該期間についても少なくとも当該本給等の合計4万6,500円の報酬額が支払われていたものと推認できる。

また、上記本給等の合計額に見合う標準報酬月額は4万8,000円であるところ、上記給料計算書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、全ての月において4万8,000円以上であることから、給料計算書の無い当該期間についても少なくとも標準報酬月額4万8,000円に見合う厚生年金保険料の控除があったものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料計算書において推認できる報酬月額及び保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人から提出された昭和57年3月分の給料支払明細書における労働日数欄に「自3月1日、至3月31日」と記載されているところ、事業主は、当該給料支払明細書の日付から、申立人は同年3月31日まで勤務していたと思う旨供述していることから、申立人は、当該期間においてA事業所B出張所に勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、厚生年金保険料は当月控除であった旨回答しているところ、上記給料支払明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

ら控除されていたことが認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成18年3月1日から19年4月1日までの期間、同年7月1日から同年9月1日までの期間及び20年9月1日から21年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年3月は28万円、同年4月は36万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月から19年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年7月、同年8月及び20年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から21年3月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年11月16日から18年3月1日まで
② 平成18年3月1日から22年7月1日まで

A社にシステムエンジニアとして勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②の標準報酬月額が報酬額に見合う標準報酬月額より低いので、それぞれ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成18年3月から19年3月まで、同年7月、同年8月及び20年9月から21年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された

給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、18年3月は28万円、同年4月は36万円、同年5月は26万円、同年6月から同年8月までは28万円、同年9月から19年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年7月、同年8月及び20年9月は28万円、同年10月は30万円、同年11月から21年3月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚が所持している給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成19年4月から同年6月まで、同年9月から20年8月まで及び21年4月から22年6月までについて、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①について、申立人から提出された雇用契約書及びA社の担当者の供述により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記担当者は、「申立人の場合、平成18年2月末まで業務委託契約だったので、社会保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、A社から提出された申立人に係る源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年10月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月1日から10年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から10年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成4年10月から6年11月までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、4年10月から6年10月までは53万円、同年11月は59万円と記録されていたところ、同年12月9日付けで、4年10月から6年10月までは8万円、同年11月は9万2,000円に遡及して減額訂正されており、また、代表取締役、代表取締役の妻、取締役及び従業員一人の計4人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の取締役は、「当該期間当時、当社は資金繰りに苦慮しており、給料の遅延、未払いが続くようになった。また、社会保険料の支払については、社会

保険事務所に小切手や手形を事前に渡していた。」と供述していることから、同社は当該期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人の氏名は確認できない上、上記取締役は、「申立人はシステムエンジニアとして勤務していた。経理事務及び社会保険事務は事業主の妻が担当していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年12月9日付けで行われた申立人に係る上記減額訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該処理の結果として記録されている申立人の4年10月から7年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年9月までは59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成7年10月から9年3月まで、同年5月、同年6月及び同年12月から10年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

3 申立期間のうち、平成9年4月及び同年7月から同年11月までの標準報酬月額について、申立人は給与明細書を保有していないが、上記給与明細書により、当該期間の前後の報酬月額及び保険料控除額は全て一定であることが確認できる上、申立人から提出された預金通帳の写しによると、同年7月及び同年10月の振込額は、当該給与明細書において確認できる同年6月の差引支給額と一致しており、当該期間についても同年6月と同額の報酬月額及び保険料控除額であったと認められることから、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び役員賞与額計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び役員賞与額計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び役員賞与額計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び役員賞与額計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は30万円、同年12月17日は19万円、17年7月15日は23万円、同年12月26日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月26日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、給与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに金融機関から提出された申立人に係る「普通・貯蓄預金補助元帳」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月25日は30万円、同年12月17日は19万円、17年7月15日は23万円、同年12月26日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、A社の複数の元従業員が保有する賞与明細書により、申立期間において賞与が支払われ、当該賞与に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録において、申立期間に係る標準賞与額の

記録がある者がいないこと、また、同社の元顧問社会保険労務士は、同社の事業主及び事務担当者に賞与支払届を作成するための資料を提出するよう促したが提出されなかった旨供述していることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月17日は4万2,000円、17年7月15日は4万5,000円、同年12月26日は22万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月17日
② 平成17年7月15日
③ 平成17年12月26日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び普通預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成16年12月17日は4万2,000円、17年7月15日は4万5,000円、同年12月26日は22万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、A社の複数の元従業員が保有する賞与明細書により、申立期間において賞与が支払われ、当該賞与に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録において、申立期間に係る標準賞与額の記録がある者がいないこと、また、同社の元顧問社会保険労務士は、同社の事業主及び事務担当者に賞与支払届を作成するための資料を提出するよう促したが提出されなかった旨供述していることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その

結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録がある前後の期間と同様に申立期間においても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における申立期間当時の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、昭和35年7月1日にC社において被保険者資格を喪失し、同年10月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員は、申立期間における給料支払明細書を保有しており、当該給料支払明細書によると、各月とも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の複数の元従業員は、厚生年金保険について、職種等に関係無く、同様の取扱いであった旨供述している。

これらのことから、申立人についても、A社における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、上記元従業員と同様の取扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る上記被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年10月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、設立年月日が昭和35年6月3日であることが確認できる法人事業所であり、また、同社における当時の複数の従業員の供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、上記申立期間における給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記元従業員の資格喪失時（昭和35年6月）の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、上記のとおり、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年4月21日から同年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の事業主は、申立人について、自分が新たに設立したB社に平成20年5月1日に異動させており、それまではA社に継続して勤務してもらっていた旨供述していることから、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務していたものと推認できる。

また、上記事業主は、申立人について、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除していたとしているところ、C区役所から提出された申立人に係る平成21年度市民税・県民税賦課資料において確認できる社会保険料控除額は、標準報酬月額24万円から算出される社会保険料と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記市民税・県民税賦課資料において確認できる社会保険料控除額から判断して、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って行い、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本において確認できる同社の元役員は、「申立人については、昭和49年1月1日にA社からグループ会社であるB社に転籍させたものであり、その前日に一旦解雇して翌日に雇用することはあり得ず、申立期間も継続して雇用しており、また、48年12月の厚生年金保険料も給与から控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和48年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、上記登記簿謄本により、同社は、設立日である45年1月9日から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時の同社の役員及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員は20人くらいいたと述べていることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているものの、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社における資格取得日に係る記録を昭和45年6月15日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和45年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和40年4月1日に入社し平成9年3月31日に退職するまで同社に継続して勤務していたが、C支店から本社に異動した期間が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年6月15日に同社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和45年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年6月21日、資格喪失日に係る記録を39年2月21日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月21日から39年2月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和38年6月21日にC工場からB工場に異動し、その後、39年2月21日にD工場に異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和38年6月21日に同社C工場から同社B工場に異動。39年2月21日に同社同工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保

険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年6月から39年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年11月20日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において本社からB営業所への異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年11月20日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和45年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の関連会社であるB社への異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和63年4月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和63年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 77 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、77 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成21年3月を50万円、同年4月を53万円、同年5月から同年8月までを50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月1日から同年9月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書等において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成21年3月は50万円、同年4月は53万円、同年5月から同年8月までは50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの報酬月額に係る届出を行っておらず、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社から同社の関連会社であるB社への異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、同社及びB社に継続して勤務し（平成12年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 42 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年 12 月の賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、42 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月から3年2月までの期間、4年9月、5年1月から同年3月までの期間、11年1月から同年3月までの期間、同年12月から12年2月までの期間、14年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年2月から3年2月まで
② 平成4年9月
③ 平成5年1月から同年3月まで
④ 平成11年1月から同年3月まで
⑤ 平成11年12月から12年2月まで
⑥ 平成14年8月及び同年9月

私は、20歳になった平成2年頃に国民年金の加入手続を行ったと思う。大学生の頃の申立期間①、②及び③は、当時、障害年金の受給要件を気にしていたため、私が納付すべき期間の3分の2以上の国民年金保険料を市役所や金融機関で納付していたが、実家に保険料納付の催促があり、未納となっていた分は父が納付してくれた。申立期間④、⑤及び⑥の保険料は、私が区役所や金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳になった平成2年頃に国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の第3号被保険者に係る資格取得処理日等から、4年4月頃に払い出されたと推認でき、申立人の国民年金への加入手続はこの頃に行われていると考えられ、申立内容と符合しない。また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に「平成4年4月1日」と記載されているほか、当該期間は11年7月5日に国民年金の被保険者資格記録が追加されるまでの間は、制度上、保険料を納付することができない未加入期間であったことがオンライン記録で確認できる上、この記録追加時点では、時効により保険料を納付することができない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間当時に居住していた市の被保険者名簿では、未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

申立期間④、⑤及び⑥については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であるほか、申立期間⑥については、国に収納業務が一元化された14年4月以降の期間でもあり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

また、申立期間は6回と多数回に及び、申立人の手帳記号番号が払い出された平成4年4月以降において、この手帳記号番号及び基礎年金番号により、申立人の記録管理が行われていることが確認でき、これだけの回数及び期間について、事務処理誤りが起こるとは考え難い。

そのほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその父親申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年7月までの期間、同年12月及び12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月から同年7月まで
② 平成11年12月
③ 平成12年3月

私は、申立期間当時は大学生であり、その頃の国民年金保険料は私や母が納付していた。また、私の父は平成13年8月に共済組合員資格を喪失する予定だったため、その前月の7月に、両親が市役所支所で国民年金の加入手続に関する相談をした際、私の国民年金保険料の未納期間の有無を確認し、未納となっていた保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親は、申立人が大学を卒業した後、平成13年7月に申立人の未納となっていた国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、同年同月時点では、当該期間の一部の期間は時効により保険料を納付することはできない。

申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の保険料を自分名義の銀行口座からの振替により納付していたものの、当該期間の保険料は残高不足により納付できなかったことが「当座・普通・別段 取引明細表」から確認できる。残高不足により振替不能となった場合は、振替不能となった期間の納付書が発行されることとなるが、申立人は、振替不能となった期間の納付書を受け取った記憶は明確でない。また、平成13年12月6日に、申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間②及び③の前後の納付済みとなっている期間の納付日並びに学生納付特例の処理日などから、当該納付書はその作成時点で、過年度納付可能な申立期間②及び③の納付書と推認できるが、申立人は、当該納付書を受け取った記憶も明確ではない。

なお、母親が所持する家計簿には、「平成11」と記載されたページがあり、次ページに申立人の名前、「年金」という文字及び「 $1.3 \times 12 = 156,000$ 」との計算式の記載が確

認できるものの、当該計算式の金額は、当時の保険料額と相違しているなど、母親が申立人の平成11年度の保険料を納付したことを示す記述とは判断できず、申立人が大学を卒業した後の13年7月に未納期間の保険料を納付したとする母親の説明とも符合しない。

そのほか、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 62 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 62 年 9 月まで
私の父は、私が大学を卒業した後の昭和 60 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同年 6 月頃に 20 歳からの国民年金保険料を遡って一括納付してくれ、その後の保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の第 3 号被保険者に係る資格取得処理日から、平成元年 12 月頃に払い出されたと推認でき、当該払出時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を 1 冊のみ所持しており、別の年金手帳を所持していたことはないと述べているなど、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 60 年 4 月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から57年2月までの期間及び59年1月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年12月から57年2月まで
② 昭和59年1月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期及び場所に関する記憶は曖昧であるが、未納になっていた期間の国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、保険料を遡って納付していたはずである。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、昭和60年12月に払い出されたと確認でき、申立人が所持している当該手帳記号番号が記載されている年金手帳に「初めて被保険者となった日」として「59年1月7日」と記載されているほか、当該手帳記号番号が払い出された当時居住していた市で作成された国民年金被保険者名簿の「資格取得」欄にも、新規強制加入被保険者の資格取得日として当該日付が記載されていることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、上記被保険者名簿には、当該期間直後の昭和59年10月から60年3月までの期間について「納入済」の押印があり、備考欄に「59.10～60.3月分61.12.19日付納付」の記載があることから、59年10月から60年3月までの期間の保険料を61年12月19日に過年度納付していることが確認でき、当該納付日時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができないほか、当該期間の保険料の納付記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶は明確でない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年3月まで
私の母は、私が学生で20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、平成6年4月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと言っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録は、平成9年1月1日に付番された基礎年金番号により管理されているところ、基礎年金番号制度については当該付番日から開始されており、当該制度開始前に申立人の国民年金の加入手続が行われた場合には、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録では、申立期間に係る国民年金被保険者資格取得記録及び同喪失記録の処理日は平成9年5月21日となっており、当該処理日時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年頃から 61 年頃までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年頃から 61 年頃まで
私は、友人が 20 歳から国民年金に加入していると聞いて、自分も加入しなければいけないと思い、昭和 54 年頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金被保険者資格取得記録の処理日から 61 年 8 月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では、申立期間のうち、59 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができず、同年 7 月以降の保険料は過年度納付することが可能であるものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載されている年金手帳とは別の年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年4月から同年9月まで
申立期間の国民年金保険料については、時効後納付を理由に未納とされているが、私は、時効前の昭和 57 年5月に、申立期間を含む過去2年分の保険料を遡って納付したはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の夫の小切手帳控え「* 昭和 57 年 12 月 30 日」には、金額欄に「¥99240 円」、渡先欄に「国庫金」、摘要欄に「A. 国民年金 55 年4月～57 年3月分」と記載されており、「還付・充当、死亡一時金等リスト」では申立期間の国民年金保険料に係る還付決議日が上記小切手帳控えに記載されている日付の約1か月後である昭和 58 年1月31日となっていることから判断すれば、57 年 12 月 30 日に申立期間の保険料も含めて納付されたとみるのが自然であり、当該日時点では、既に申立期間の保険料納付に係る時効が成立している。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を時効期間内に納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を時効期間内に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 58 年 10 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで

A社に勤務し、B協同組合において厚生年金保険に加入していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。前の会社を辞めてから間を空けずに勤務していたはずなので、記録が無いのは納得できない。申立期間①も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、平成 25 年 1 月に年金事務所から、申立期間②の直前の昭和 57 年 10 月から 58 年 9 月までの標準報酬月額を 30 万円から 38 万円に訂正した旨の通知があった。同年 10 月以降の申立期間②の標準報酬月額が 38 万円よりも少ないのは納得できないので、調査の上、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 9 月 1 日からA社に勤務し、B協同組合において厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B協同組合に係る事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社が加入していたC健康保険組合から提出された被保険者名簿に記録されている申立人に係る資格取得日は、いずれも昭和 47 年 10 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人は、A社において、いつから厚生年金保険料が控除されていたかを覚えておらず、申立期間①の保険料控除が分かる資料は保有していな

いと供述しており、B協同組合の担当者及び同社の現在の事業主も保険料控除を確認できる資料は無いと供述していることから、申立期間①の保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、「A社に勤務した申立期間②直前の昭和57年10月から58年9月までの標準報酬月額が、平成24年12月26日に年金事務所により30万円から38万円に訂正された。同社では、申立期間当時に報酬額が下がった記憶は無いので、申立期間②の標準報酬月額が38万円より少ないはずはないため、38万円に訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人は、申立期間②に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、また、B協同組合の担当者及びA社の現在の事業主も申立期間②当時の賃金台帳等の資料を保管していないとしていることから、申立人の申立期間②における給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、申立期間②当時に給与から厚生年金保険料がいくら控除されていたかを覚えていないとしている。

なお、申立人の昭和57年10月から58年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額については、当委員会において関連資料及び周辺事情を調査したところ、i) B協同組合が加入していたC健康保険組合における申立人の当該期間に係る健康保険の標準報酬月額は30万円となっており、訂正前の厚生年金保険の標準報酬月額と同額であり、また、当該期間を除く全期間において、健康保険の標準報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額とは一致していること、ii) C健康保険組合は、同組合の加入事業所では、当該期間当時も間違いなく現在と同様に、健康保険と厚生年金保険に係る届出については、一連の複写式の用紙を使用しており、厚生年金保険に係る届出は、当該複写式の用紙により、同組合が、まず、健康保険の手続を行った後、社会保険事務所（当時）に提出していたので、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額についても、健康保険の標準報酬月額と一致しているはずであると回答していること、iii) B協同組合に係る事業所別被保険者名簿で見ると、A社の他の被保険者の当該期間の前後の期間における標準報酬月額の推移について、全員が1年ないし3年ごとに1等級又は2等級ずつ上がっており、下がることはなかったことが確認できるところ、申立人の訂正前の標準報酬月額の推移についても、他の被保険者と同様に1年ないし3年ごとに1等級又は2等級ずつ上がっており、下がることはなかったことが確

認できる上、申立人は57年10月に6等級も昇級し、そのわずか1年後には3等級も降級することになり、このような昇級及び降級は不自然であることなどが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24513 (事案 1766 及び 18075 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月4日から19年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨、第三者委員会に再度申し立てたが、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとの理由から認めることはできないとの通知を受けた。新たな資料等はないが、昭和17年6月4日に国の命令で同社に連れて行かれ働かせられたため、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主や役員等に申立期間当時における申立人の勤務を確認することができないこと、また、申立人は、同社の上司及び同僚を記憶していない上、厚生年金保険に加入している複数の従業員のいずれも申立人を記憶していないこと、さらに、同社では、従業員が15歳となる年度の年度当初に労働者年金保険に加入させていたことがうかがえること、加えて、同社は、申立期間の一部の期間については、適用事業所となっていないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間にA社に勤務していたことは確かであると主張し再申立てを行ったが、申立人から新たに提出された資料及び情報は無く、このほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき平成23年6月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、昭和17年6月4日に国の命令でA社に連れて行かれ働かせられたので、厚生年金保険料も控除されていたはずである旨主張しているが、申立人の

主張を裏付ける新たな資料及び情報は無く、このほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 5 日から 48 年 3 月 31 日まで
A 県 B 校に臨時採用で学級担任として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書等の保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会発行の履歴証明書及び A 県学校生活協同組合から提出された昭和 47 年度 A 県教職員録から、申立人は、申立期間に、A 県 B 校の教諭として臨時的に任用されたことが確認できる。

しかしながら、C 市教育委員会は、申立期間当時の B 校の厚生年金保険の適用については A 県 D 教育事務所が行っていたとしているところ、当該事務所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、上記教職員録で確認できる申立人と同じ学校で同時期に臨時的任用教員として勤務した同僚の被保険者記録は確認できない上、上記教職員録で確認できる他の複数の臨時的任用教員についても、一人を除き厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、A 県 E 課は、臨時的任用の教職員の厚生年金保険の取扱いについて、申立期間当時においては、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いにはなっていない旨述べている。

さらに、上記被保険者原票によると、健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から39年10月まで

A社にタクシー運転手として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社からA社に社名が変わったとき(昭和38年6月1日)にいたかどうかは分からないし、何か月か遅れて再入社した気がするが、A社のタクシーに乗務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚10人のうち、住所が判明した6人に照会したところ、そのうち5人は、申立人がA社で勤務した期間があると思うと回答している。

また、申立期間にA社で被保険者資格を取得した従業員68人のうち、住所が判明した16人に照会したところ、回答があった7人のうち2人は、申立人が申立期間の一部に同社で勤務していたと回答していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部に同社で勤務していたことは認められる。

しかし、A社は既に社会保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業・法人登記簿謄本は閉鎖されている上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、上記同僚等のうち3人がA社の社会保険担当者を記憶しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において当該者と同姓の被保険者は、既に死亡している。

さらに、申立人及び同僚一人が経理担当者として記憶している同僚は、申立人がA社になった後にも勤務していた期間がある旨回答しているが、申立人の勤務期間及び社会保険の加入状況等について供述を得ることができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に健康保険証番号の欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24525 (事案 22636 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月1日から38年10月1日まで

A社B営業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いことから第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、記録の訂正は認められないと通知があった。

新たな資料として、C社が保管していた労働者名簿を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社D支社の同僚等の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことはうかがえる。しかし、同社同営業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いこと、ii) 同僚の一人は、申立人の記録とほぼ同じく、昭和34年2月1日から38年10月5日まで厚生年金保険の加入記録が無いこと、iii) 申立期間当時の上司も当該期間において厚生年金保険の加入記録が無いこと、iv) A社D支社の承継会社であるC社も当時の資料は一切残っていないとしていること、v) 同支社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務の担当者は既に死亡し、供述を得ることができないことなどの理由から、既に年金記録確認E地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成24年2月1日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として、A社D支社の承継会社であるC社が保管していた労働者名簿を提出し、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会は、C社に再度確認したところ、「労働者名簿以外の資料は無く、給与からの保険料控除については不明である。」と回答していることから、申立人のA社B営業所における勤務はうかがえるものの、申立人の同社における勤務期間及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人がA社B営業所において一緒に勤務していたとする同僚については、当

委員会からの照会に対する回答は無く、申立人の同社同営業所における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

以上のことから、今回、申立人から提出された資料については、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情には当たらず、このほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 26 日から 16 年 4 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月 19 日から同年 8 月 12 日まで
③ 平成 16 年 8 月 17 日から 17 年 3 月 7 日まで
④ 平成 17 年 4 月 4 日から同年 4 月 28 日まで
⑤ 平成 17 年 7 月 4 日から同年 12 月 16 日まで

A社に派遣社員として勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する資料により、申立人は、申立期間において同社に在籍し、申立期間①においてはB社、申立期間②においてはC社、申立期間③においてはD社、申立期間④においてはE社、申立期間⑤においてはF社にそれぞれ派遣され、勤務していたことが認められる。

一方、A社は、同社における厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の取扱いについて、「加入手続の際は、全て一緒に加入させている。」と供述しているところ、オンライン記録により、同社において申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人全員について、雇用保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

そこで、申立人に係る雇用保険の加入記録をみると、申立期間の全てにおいて、雇用保険に加入していないことが確認できる。

また、A社は、「申立人については、申立期間において、雇用保険及び厚生年金保険の加入記録が無いことから、社会保険の加入手続をしていないと思う。また、社会保険の加入手続をしていない者の給料から社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）を控除することはない。」と供述している。

さらに、G区役所の記録から、申立人は、申立期間②から⑤までを含む平成 16 年 4

月1日から18年6月2日までの期間において国民健康保険の被保険者となっていることが確認でき、また、A社は、17年1月31日までは政府管掌健康保険、同年2月1日以降は組合管掌健康保険（H健康保険組合）に加入しているが、両健康保険において申立人に係る加入記録は無く、厚生年金保険についても加入していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 19 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 24 日から 56 年 5 月 1 日まで

A病院に准看護婦として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院における在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管している「職員履歴・人事記録用紙」及び申立人から提出された同病院における在職証明書によると、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年 4 月 19 日から 56 年 4 月 30 日までの期間において、臨時職員（准看護婦）として同病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A病院が保管している社会保険被保険者台帳において確認できる申立人に係る申立期間①より後の被保険者記録は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録と一致しており、申立期間の被保険者記録が無い。

このことについて、A病院は、「申立期間当時における申立人の勤務状況の詳細及び臨時職員に関する社会保険の取扱いについて確認できる資料は残っていないが、申立人に係る申立期間の被保険者記録が無いのは、申立期間①については、昭和 51 年当時は勤務開始から数か月の試用期間があったことによるものであり、申立期間②については、労働時間の減少により社会保険の加入基準から外れたためと考えられる。また、厚生年金保険に加入していない期間において、給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、A病院に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が氏名を記憶していた上司二人の申立期間における被保険者記録が確認できるものの、一人は連絡先が不明であり、他の一人は照会したが回答を得られないことから、これらの者から申立人の勤務状況の

詳細及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

A 社（現在は、B 社）にアルバイトとして勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒にアルバイトとして働いていた友人は、同社において厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立人の A 社における申立期間の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて、「申立期間当時の同社の人事資料等を保管していないため、申立人が同社に勤務していたか否かは分からない。同社における社会保険の取扱いについては、アルバイトであっても、雇用期間が長期にわたるときなどは社会保険に加入させていた者もいるが、その場合、厚生年金保険、健康保険（組合管掌健康保険）及び雇用保険にセットで加入させていた。申立期間当時の同社における雇用保険被保険者資格取得確認通知書は保管しており、申立人が友人であるとする者の通知書はあるが、申立人の通知書は無いことから、申立人は、同社において、厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していない。このため、申立人が仮に同社に勤務していたとしても、短期間であったものと考えられる。また、同社において、厚生年金保険に加入させていない従業員から保険料を控除することはない。」と供述している。

そこで、申立期間同時に A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員 9 人の雇用保険の加入記録を調べたところ、全員について厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険とを一緒に加入させていたことがうかがえる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間において被保険者記録が確認できる従業員 29 人に申立人の勤務状況等を照会したところ、回答のあった 9 人全員

が申立人を記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24543 (事案 12266 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月1日から32年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から勤務及び保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知があった。

今回、新たな資料として、同僚が作成したA社に勤務していたとする文書、同社に勤務していたときに知り合った知人とのことが記載してある自分のメモ及びその知人から届いた平成25年の年賀状を提出する。また、前回の申立てのときにも提出した集合写真を再度提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 同社に勤務していた同僚及び従業員の供述並びに申立人から提出された年賀状の差出人の供述並びに集合写真(撮影時期等が不明)から、申立人の勤務実態を確認することができないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年10月6日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな資料として、同僚が作成したA社に勤務していたとする文書、申立人が作成した同社に勤務していたとの記載があるメモ及び当該メモに記載のある知人から届いたとする平成25年の年賀状を提出し、また、前回の申立て時にも提出している集合写真を再度提出し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかしながら、同僚が作成した文書、申立人が作成したメモ及び年賀状からは、申立

人がA社において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人から再度提出があった集合写真について、当該写真に写っている者に照会したところ、「私は、A社に勤務したことはないので、その前に申立人と一緒に勤務していたC社のときの写真ではないか。」と供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない上、記載内容に不備な点や不自然な訂正処理が行われた形跡も認められないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料等は、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から28年8月まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年8月1日であり、申立期間のうち23年4月から26年8月1日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和32年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該被保険者名簿に記載のある代理人も死亡していることから、照会を行うことができない。

さらに、A社が適用事業所となった昭和26年8月1日から申立期間の最終月である28年8月までの間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員であって住所が確認できた15名に照会したところ、5名から回答が得られたが、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の同社における申立期間の勤務を確認することはできない。

さらに、申立人が昭和38年2月に作成したとする履歴書によると、23年4月にB社に入職し、28年8月に同社を退職した旨の記載があることが確認できるものの、当該履歴書から申立人がA社に勤務していたことを確認することはできない。

なお、C事務所の社会保険の記録管理業務を引き継いだD事務所は、申立人の申立期間に係る在籍記録及び厚生年金保険の加入記録は確認できないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案24545（事案1282及び11259の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月26日から28年6月まで

A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、日本年金機構から「年金記録確認のお願い」のはがきが届いたため再度申し立てるので、新しい資料や情報は提出できないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の供述及び申立人の勤務に関する供述内容から、申立期間にA事業所に勤務していたことはうかがえるが、同社は当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、同僚の供述から申立人の厚生年金保険の加入状況及び同社の厚生年金保険の取扱いについて不明であることなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年1月21日付け及び22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとし、再度申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報が得られず、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から32年3月10日まで

A事業所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、昭和31年3月に入社してから退職する32年3月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人によると、申立期間当時のA事業所は、個人事業所であり、従業員は申立人を含めて4人であったとしていることから、同事業所は、当時の厚生年金保険法における適用事業所としての要件（常時5人以上の従業員を使用する事業所）を満たしていなかったことがうかがえるところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A事業所は、時期は不明であるが、法人化されB社（昭和50年2月1日にC社に名称変更）となり、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年11月1日であることが確認できるところ、同社の代表者に係る厚生年金保険の加入記録では、同日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間にA事業所における被保険者記録は無い。

さらに、C社は、既に適用事業所でなくなっている上、事業主及び従業員は、既に死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態や保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 10 月 17 日まで

A社B所C砦に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B所C砦に勤務していたことを証明する有資格証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD部（現在は、E部）が発行した「電気工作物の設置保全又は修理の作業を行うに必要な技能を有することを証明する」と記載された有資格証明書により、期間は特定できないものの申立人は申立期間当時、A社B所C砦において電気工作物の設置保全又は修理の作業に従事していたことは確認できる。

しかしながら、E部は、「当該証明書に記載されている鉦業権者は、実務・研修を行った機関がどこであるかを証明するものであり、また、記載された職歴は社員か請負かは関係無く、業務に従事したということを表しているにすぎず、申立人と当該証明書に鉦業権者として記載されたA社との雇用関係を証明するものではない。」旨回答している。

また、A社を承継したF社は、当時の資料が無く、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等については不明としている上、A社B所C砦に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険被保険者記録のある元従業員のうち住所の判明した 10 人に照会し、4 人から回答を得たが、いずれも申立人を記憶していないため、申立人の同社B所C砦における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

なお、申立人に係る国民年金の加入記録により、申立人は、昭和 37 年 4 月から 39 年 10 月までの国民年金の保険料を申請により免除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
平成 22 年 11 月頃、A年金事務所において自身の年金記録を確認した際に、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、B社C支社を退職する前に、経理課の女性担当者から脱退手当金の受給希望を聞かれ、希望しないことはそのときに伝えているので、脱退手当金は受給しておらず、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたB社C支社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 3 月 1 日の前後各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する 25 名について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 18 名に支給記録が確認でき、そのうちの 17 名について厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある者の一人は、「担当者から、脱退手当金は受給するのが当然という流れで説明を受け、会社に代理請求してもらった。」旨供述していることを踏まえると、同社では脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 45 年 5 月 20 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人が、退職前に経理課の女性担当者から脱退手当金の受給希望について聞かれ、希望しないことを伝えたと主張していることについては、当該元同僚は、「私は、年金に関する業務は行っておらず、申立人に脱退手当金の説明をした記憶は無い。申立

人とは世間話程度に脱退手当金の話をしただけではないかと思う。」旨供述している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。